

船橋市少年自然の家管理運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、船橋市立一宮少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用に関し、船橋市少年自然の家条例（令和2年船橋市条例第23号。以下「条例」という。）及び船橋市少年自然の家条例施行規則（令和2年船橋市教育委員会規則第12号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(利用者の範囲)

第2条 条例第11条に規定する少年自然の家の利用者の範囲は、次のとおりとする。ただし、未成年者のみの利用はできないものとする。

- (1) 団体とは、原則として5人以上で構成される団体とする。
- (2) 条例第11条第5項に規定する者とは、次のとおりとする。

ア 家族で利用する者

イ 部活動やサークル活動等の目的により団体で利用する者

ウ 学習、研修や親睦等の目的により団体で利用する者

エ その他教育委員会が必要があると認める者

- (3) 前号のア、イ及びウの利用の許可については、指定管理者が判断するものとする。

(利用の予約)

第3条 少年自然の家の利用の予約は、次のとおりとする。

- (1) 利用を開始する日の前年度の12月1日午前9時より予約をすることができる。ただし、夏季休業期間を除く。
- (2) 夏季休業期間は、夏季利用調整会を開催し、船橋市内の少年団体を優先に予約を受け付けるものとする。その他の団体は、夏季利用調整会の翌々日の午前9時より予約をすることができる。
- (3) 前各号の規定にかかわらず、次の場合は優先予約をすることができる。

ア 市内の小中学校が教育課程に基づき利用するとき。

イ 市又は教育委員会が行政目的のために利用するとき。

ウ 市又は教育委員会の承認を得て共催で利用するとき。

エ その他教育委員会が必要があると認めるとき。

(4) 1号及び2号に規定する予約の開始日が休所日に該当する場合は、休所日の翌日とする。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和5年2月1日から施行する。

(経過措置)

3 この要綱の施行前に改正前の船橋市少年自然の家要綱第3条の規定によりなされた行為は、改正後の船橋市少年自然の家要綱の規定によりなされた行為とみなす。